

(その1)

解散

R2.9.14

収支報告書

会計	総勘	決算	帳記		
①	②	③	④		

※該当箇所に すること

- (ふりがな) (みんしゅとう)
- 1 政治団体の名称 民主 党
- 〒100-0014
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル
- 3 代表者の氏名 平野 博文
- 4 会計責任者の氏名 豊原 昭二
- 5 令和2 年分

政治団体の区分

政 党 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

団体コード																			
前年繰越額	0 円																		

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____ (現・候)

事務担当者の氏名 俊成 浩章

電話番号 03-3595-9907



受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合



(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	0
(前年からの繰越額) -----	0
(本年の収入額) -----	0
支 出 総 額 -----	0
翌年への繰越額 -----	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	0人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,644,746,357
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,644,746,357
支 出 総 額	274,746,357
翌年への繰越額	1,370,000,000

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
国民民主党からの振替金	1,370,000,000	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (郵便物検査装置)	2,982,000	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (広報用自動車)	35,452,742	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (広報用自動車)	35,675,640	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (広報用自動車)	14,702,730	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (広報用自動車)	16,656,205	R2.9.14 国民民主党
国民民主党からの振替 (敷金)	169,277,040	R2.9.14 国民民主党 (国民民主党としての敷金より増額)
この頁の小計	1,644,746,357	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。
1件10万円未満のもの	0	
合 計	1,644,746,357	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	0	(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項	目	金	額	備	考			
1	経	常	経	費				
(1)	人	件	費	0				
(2)	光	熱	水	費	0			
(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0
(4)	事	務	所	費	0			
	小		計	0				
2	政	治	活	動	費			
(1)	組	織	活	動	費	0		
(2)	選	挙	関	係	費	0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費			0	ア～エの計			
	ア	機関紙誌の発行事業費		0				
	イ	宣伝事業費		0				
	ウ	政治資金パーティー開催事業費		0				
	エ	その他の事業費		0				
(4)	調	査	研	究	費	0		
(5)	寄	附	・	交	付	金	0	
(6)	その他の経費			274,746,357				
	小		計	274,746,357				
	合		計	274,746,357				

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			その他の経費 (金銭以外のものによる収入相当分)		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
金銭以外のものによる収入相当分	2,982,000	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
金銭以外のものによる収入相当分	35,452,742	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
金銭以外のものによる収入相当分	35,675,640	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
金銭以外のものによる収入相当分	14,702,730	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
金銭以外のものによる収入相当分	16,656,205	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
金銭以外のものによる収入相当分	169,277,040	R2	9	14	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	274,746,357						
その他の支出							
合計	274,746,357						

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	エ 取得の価額が100万円を超える動産
摘要	金額	年月日	備考
郵便物検査装置	2,982,000	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(1台)
広報用自動車	35,452,742	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(1台)
広報用自動車	35,675,640	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(1台)
広報用自動車	14,702,730	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(1台)
広報用自動車	16,656,205	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(1台)

(注) その17で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成して下さい。
借入金「借入先」ごとの合計金額で日付は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金
摘要	金額	年月日	備考
三宅坂産業(株)	169,277,040	R2.9.14	国民民主党からの資産移動(国民民主党としての敷金より増額)

(注) その17で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成して下さい。
借入金「借入先」ごとの合計金額で日付は不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年 10 月 7 日

政治団体の名称 民 主 党

会計責任者の氏名

豊原 昭二 (印)

(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名

平野 博文 (印)

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

監査意見書

令和 2年 10月 7日

民主党規約 49条に基づき監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した監査の概要

令和2年分の民主党会計及び政治資金規正法（以下「法」という）第17条第1項に規定する報告書に記載された事項について、法第14条の規定に基づき監査を実施した。

2 監査の対象となった会計簿、法第10条に規定する明細書及び領収書等についての意見

- (1) 法第9条第1項に規定する会計帳簿、法第10条に規定する明細書及び法第11条に規定する領収書等は、いずれも保存されていると認める。
- (2) 法第9条第1項に規定する会計帳簿には、民主党についての収支の状況が過不足なく記載されていると認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書には、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて、収支の状況が誤りなく表示されているものと認める。

3 その他の監査上の特記事項 特に記載すべき事項なし。

政党の名称 民主党

監査した者の職・氏名

会計監査 勝浦 博之

